－令和７年度－

決 算を報告します

令和７年度決算が９月に開催された村議会定例会で認定されました。一般会計では、歳入総額が２７億８，５９４万７，６２７円、歳出総額が２６億３，４９１万３，００１円で、差し引き１億５，１０３万４，６２６円の黒字決算となりました。これは、令和６年度と比較すると、歳入で２億４９８万２，４９６円（７．９４％）の増額、歳出で１億９，３１１万１，１８６円（７．９１％）の増額となっています。

一般会計決算の状況

歳入	歳出	差引
２７億８，５９４万円	２６億３，４９１万円	１億５，１０３万円

特別会計・公営企業会計の決算状況

会計区分	歳入	歳出	歳入歳出差引
＜特別会計＞			
国民健康保険	４億２，４１５万円	３億８，１００万円	４，３１５万円
介護保険	４億５，５１７万円	４億３，４８４万円	２，０３３万円
後期高齢者医療	５，３８５万円	５，３７０万円	１５万円
＜公営企業会計＞			
簡易水道			
①収益的収支	１億４，８３９万円	１億５，５７５万円	△７３６万円
②資本的収支	４，１６８万円	５，８８８万円	△１，７２０万円
浄化槽設置管理			
①収益的収支	４，１２１万円	４，０５３万円	６８万円
②資本的収支	１，０８９万円	１，３３６万円	△２４７万円



東秩父村の健全化判断比率

令和７年度決算に基づいて算定された東秩父村の健全化判断比率は下表のとおりです。

区 分	東秩父村	早期健全化基準
実質赤字比率 一般会計等（※）の赤字から財政運営深刻度をみる比率 （※村の一般会計等とは、一般会計および特別会計をあわせたもの）	－	１５％
連結実質赤字比率 全会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	－	２０％
実質公債費比率 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率 （この比率は当該年度と過去２か年の３か年の平均値を算出）	３．３％	２５％
将来負担比率 村が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率	－	３５０％

（摘要）早期健全化基準の数値を超えた場合、財政健全化のための是正措置が必要となります。 赤字がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「－」で記載されます。将来負担比率は算定されないため「－」で記載されます。将来負担比率は、将来償還していく地方債元金等の将来負担額よりも将来負担額に充当可能な財源等が多く算定されないため「ー」で記載されます。